

# 「動物臨床栄養指示者」資格認定制度規則

## 第1章 総則

第1条 この制度は、わが国の小動物臨床栄養学の発展に寄与し、動物医療業務に従事する動物看護師の専門性の向上を図り、動物の健康増進に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、名古屋市獣医師協同組合は認定制度を設け、動物臨床栄養指示者を認定する。

第3条 本制度の維持と運営のために、各委員会を設置する。

## 第2章 名古屋市獣医師協同組合認定 動物臨床栄養指示者の資格と業務

第4条 動物臨床栄養指示者とは、犬および猫の健康維持のため、あるいは各疾患毎の臨床的な栄養管理(食事の内容、量、頻度等)について、獣医師の指示のもとに飼い主に対して栄養学的・解剖学的・生理学的なエビデンスに基づきながら直接指導し、また助言することができる能力を有する動物看護師に対し、本獣医師協同組合が与える資格である。

第5条 動物臨床栄養指示者は、動物医療チームに参画し犬および猫の栄養指導・栄養管理を的確に行なうものとする。

## 第3章 名古屋市獣医師協同組合認定「動物臨床栄養指示者」資格認定委員会

第6条 名古屋市獣医師協同組合認定「動物臨床栄養指示者」資格認定委員会(以下、認定委員会という)の構成および運営は次のように定める。

1. 認定委員会の委員は、理事会が推薦する会員および有識者から理事長が任命する。

2. 認定委員会の委員は、理事が兼ねることができる。認定委員会の委員長は理事長が兼務する。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員会に欠員が生じたときは、理事長が当該委員の補充を行なう。
4. 本章に規定する認定委員会の員数は10名以内とし、その運営は本則第7章の規定による。
5. 本委員会の業務内容は本委員会運営規定に別に定める。

## 第4章 認定試験の受験資格

第7条 認定試験の受験資格は次の各項の条件を全て満たすものとする。

- (1) 動物看護師(師)の資格(名古屋市獣医師協同組合で認める認定団体)を有する者もしくは動物医療機関で2年以上の業務経験を有すること。
- (2) 「動物の愛護および管理に関する法律」その他の動物関係法令に違反して罰金以上の刑を受けたことのない者
- (3) 名古屋市獣医師協同組合の主催する動物臨床栄養指示者(以下 ANC)養成講習会全課程を受講終了していること。

## 第5章 名古屋市獣医師協同組合認定 動物臨床栄養指示者の認定

第8条 認定試験はANC養成講座の全科目修了試験合格者に対しては免除する。動物臨床栄養指示者の認定を希望する者は、あらかじめ定められた期日までに次の各号に定める申請書類に申請料を添えて認定委員会に提出する。認定条件に満たないと認められた者にはその旨通知すると共に申請料を返還する。申請料は、別に細則の実施規則に定める。

- (1) 名古屋市獣医師協同組合認定 動物臨床栄養指示者認定申請書
- (2) 動物看護師(師)の認定証(写し)もしくは第7条(1)の条件の動物医療施設長の証明書(所定の書式による)
- (3) ANC 養成講座の全課程を修了し全科目修了試験合格時に発行する動物臨床栄養指示者養成講座修了試験の全課程合格証もしくは各科目修了試

験時に発行した全科目修了試験合格証(写し)

第9条 動物臨床栄養指示者の認定を受けたものは、名簿に記載される。

第10条 認定を受けた後、不正が明らかになった場合は、その認定は取り消される。

第11条 認定に従事する者は、公正にその職務を遂行し、その職責に応じて守秘義務を負う。

2 名古屋市獣医師協同組合理事長は守秘義務の監督の責任を負う。

## 第6章 資格の喪失

第12条 動物臨床栄養指示者としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、理事長は、認定委員会ならびに理事会の議決を経てそれらの認定資格を取り消すことができる。

## 第7章 委員会の運営

第13条 認定委員会の委員長は委員会を招集する。但し、委員の3分の1以上から、会議の目的とする事項を示し請求があったときは、各委員長は直ちに当該委員会を招集しなければならない。なお各委員会の議長は委員長とする。

第14条 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の委員を代理人として表決を委任した者は、出席とみなす。

第15条 委員会の議事は、規則で別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

第 16 条 本規則の改正は、名古屋市獣医師協同組合理事会の承認を得るものとする。

付 則 本規則は平成 21 年 12 月 1 日より実施する。